

北消監報第2号  
令和7年1月29日

北はりま消防組合議会議長  
北はりま消防組合管理者様  
北はりま消防組合公平委員会

北はりま消防組合

監査委員 棚 倉 和 久

監査委員職務執行者

大 畑 一千代



令和6年度北はりま消防組合定期監査結果報告書の提出  
について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行したみだしの定期監査について、同条第9項の規定により結果報告書を提出します。

令和 6 年度

定期監査結果報告書

北はりま消防組合監査委員

## 1 監査の対象

消防本部 消防部 総務課、企画財政課、予防課  
警防部 警防課、救急課、情報管理課  
消防署 西脇消防署、西脇北出張所、多可出張所、  
多可北出張所、多可南出張所  
加西消防署、加西南出張所、加西北出張所  
加東消防署、東条出張所

## 2 監査の期間 令和6年12月6日から令和7年1月10日まで

## 3 監査の期日等 令和7年1月10日 (関係職員の出席を求め、聴取等を実施した日) 西脇消防署3階大会議室

## 4 主たる監査項目

- (1) 担当別業務及び人員配置状況
- (2) 歳入歳出予算の執行状況
- (3) 主要契約の執行状況
- (4) 補助金・交付金及び負担金の交付状況
- (5) 懸案事項又はリスク

## 5 監査の要領

監査の実施に当たっては、全部署を対象とし、主たる監査項目に係る関係資料及び関係書類・台帳等（予算執行に係るものは令和6年10月末時点）の提出を求め、監査時点までの各事務事業等の説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

## 6 監査の着眼点

監査資料として提出を求めた「懸案事項又はリスク」について、その実情及び今後の対応等の説明を求め確認した。

## 7 監査の結果

あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、各部門とも所管の事務事業については、監査した限りにおいて適正な予算執行がされていると認められた。

- (1) 総務管理費における財務会計システム改修委託料について内容を確認したところ、決算統計に対応する業務パッケージを追加した費用であるとの説明を受けた。また、契約に関する書類を確認

したところ、適正に処理されていると認められた。

- (2) 本部事業のうち講師派遣等委託料について、内容を確認したところ、従来ハラスマント研修は、人事評価研修の一環として実施していたため、人事評価研修委託料に含めて予算計上していたが、ハラスマント研修のみを行うこととしたため名称を変更したものであり、2月又は3月に全職員を対象に開催を予定しているとの説明を受けた。

また、気管挿管病院研修業務委託料の流用増について、内容を確認したところ、救急救命士の気管挿管の資格認定に係る研修費用であり、当初予定の2名分に加え、新たに2名分の受入病院が見つかったため予算流用により対応したとの説明を受けた。

- (3) 各部署の「懸案事項又はリスク」では、様々な事項がある中で、定年引上げに係る対応について、組織内部及び構成市町と協議検討を進め、令和7年度以降の計画的な平準化採用を踏まえ、職員定数を218人に改め、同時に定数外規定を廃止した。

今後は、定年引上げという大きな職場環境の変化を踏まえ、高齢期職員の活用等、柔軟で適切な定員管理、広域消防としてのスケールメリットを生かした組織運営、人員機材等配置計画に基づく体制整備を進めていくとの説明を受けた。

また、消防車両及び消防資機材の統一化については、令和8年度更新予定の水槽付き消防ポンプ自動車から統一化を図るため、消防資機材検討委員会で協議をしている。また、今年度から新任職員に対し統一した消防資機材を使用した消防戦術の訓練を行った。今後も継続的に研究を重ねていくとの説明を受けた。

令和6年元旦早々の能登半島地震や8月の日向灘を震源とする地震による南海トラフ地震臨時情報の発表など、地震に対する備えが重要性を増しているところである。このような中、地域住民の生命、財産を守ることをはじめ、職員のスキルアップを図るとともに、健康面においても十分留意され、効率的で適正な予算執行に努め、より一層業務運営に尽力されたい。